

# 博士学位論文審査結果報告書

氏名（本籍） 山田 江理男（東京都）

学位の種類 博士(体育科学)

学位記番号 甲第129号

学位授与年月日 令和6年3月15日

学位授与の要件 文部科学省令学位規則第4条第1項 該当

学位論文題目 近代日本における鍼灸療法の成立と展開  
-鍼灸テキストにおける技術の変容に着目して-

審査員 主査 日本体育大学 教授 石井 隆憲

副査 日本体育大学 教授 関根 正美

副査 日本体育大学 教授 岡出 美則

副査 日本体育大学 教授 久保山 和彦

## 《論文審査結果の要旨》

本論文は明治期から大正期にかけて我が国の鍼灸療法がどのように成立し、展開したのかを施術の技術の変化に注目しながら明らかにしたものである。

鍼灸療法は中国で誕生し、日本に伝播したが、長い時間の中で日本国内においても独自の変化をもたらした。江戸期には日本固有の技術となる管鍼法が創始された。しかしながら、明治期に入り、近代医療の導入によって従来の伝統医療は、その周縁部に置かれることになった。本研究は、このような時代の中で鍼灸療法が近代医学に包摂されそうになりながらも、伝統医療の命脈を保つための、ささやかな抵抗を行ってきた点に着目することで、これまで我が国の漢方医学全般が近代医学の中に取り込まれたとするステレオタイプ的な理解を修正していこうとする研究でもある。

そのための方法論として、本論文ではこれまで刊行されてきた鍼灸テキストを対象に、①テキストの概要（著者、序文、校閲者、時代背景、書の位置づけ及び構成等）、②道具・理念（経絡経穴の有無、治療哲学・治療理論）、③主に鍼の方式・手技等の3点について検討をおこない、ここで見られる特徴を同時代の中での制度などに注目することで、その時代の鍼灸療法を読み解く試みを行っている。

こうした方法論を中心に据えながら、研究の目的を果たすために3章にわたって議論を展開している。

第1章では、明治期以降の変化を明確にするために、江戸期の鍼灸療法について取り上げている。ここでは先行研究を参照しながら江戸期の医療について医師の社会的な地位を確認した後に、この時代の医療が「内科、外科、鍼科、口科、眼科、小児科、産科」の7科に分かれ、この中に「鍼科」があったことに注目し、江戸期の鍼医について整理を行っている。さらに江戸期の代表的な鍼医と鍼灸三大臨床書と言われる、岩田利斎の『鍼灸要法』（1686年）、岡本一抱の『鍼灸拔粹大成』（1698年）、本郷正豊の『鍼灸重宝記』（1718年）を対象として、その分析を行っている。また、灸についても『杉山流三部書』と言われる『療治之大概』、『選針三要集』、『医学節要集』についても分析を行っている。しかし、これら「三部書」は、入門書としての側面が強く、手技についてはほとんど記載されていない。そこで筆者は杉山流の手技の核となる18手術を『杉山真伝流 鍼法十八手術・資料集』を資料として分析を行っている。

第2章では、最初に、明治7（1874）年に「医制」が制定されることによって、鍼灸療法が制度的に近代医学に包摂される社会状況を説明し、次いで、視覚障がい者が鍼による施術をおこなうことについて、当時の東京帝国大学医科大学長であった三宅秀に焦点を当てながら漢方医学や鍼灸がどのような捉え方をされていたのかを明らかにしている。こうした手続きを踏んだ後で、明治期の鍼灸技術書の分析を行い、ここから明治期鍼灸テキストの意味を導き出している。

第3章においては、最初に明治44（1911）年に三宅の助力で制定された「鍼術灸術営業取締規則」によって、全国的に試験が課せられることに伴い、鍼灸学校の認可施設が増加し、これに伴い鍼灸教科書が出版されていく流れを明らかにした。さらに、古典的な経絡経穴の捉え方に対して、大正元（1913）年に組織された「改正経穴調査委員会」の結果を受けて、対象7（1918）年に文部省は「改正孔穴120穴」を制定したが、業界はこれに大きく反発した。大正11（1922）年には「鍼灸醫師法」が帝国議会を通過した。このように、明治期の終わりから大正期までの鍼灸に関連する制度の整備などが、一方で古典復興をもたらすという「両義的な状態」を明らかにしている。

以上の議論を踏まえて、本研究では鍼灸が明治以降に近代医学に転換可能な要素がなかったこと、さら

に三宅秀の保護下で鍼刺激による施術の機序が神経刺激にあるという解釈が提示されたことによって、鍼灸療法が近代医学に取りこまれなかったという結論を導き出している。また、文部省による改正孔穴の新たな提案に対しては、強い抵抗が試みられると共に古典的な手技の復興などが起こったことからすると近代合理主義には向かっていかなかったと結論づけている。

従来の鍼灸療法を対象とした研究は、その多くが制度の成立に着目する制度史的なアプローチであったため、伝統医療が近代合理主義の中に取りこまれていく過程として説明されてきた。しかしながら、施術の技術に着目しながら、それを制度の変化と照らし合わせていくと、本研究が明らかにしたような新たな結論が導き出されており、その説明はほぼ納得できるものである。そのような意味において、本研究は非常に意義のあるものとなっている。ただ、本研究においては、伝統医療と近代医学との関係性に注力しており、近代医療との接続によって伝統医療がどのように変化を見せていくのかについては、説明が不十分な部分もあり、今後の研究でこうした点についても明らかにすることが望まれる。

しかし、総合的に判断すると新しい研究の視点と方法から新たな鍼灸の歴史を切り開いた研究と評価することができる。

以上、審査の結果、山田 江理男氏は博士(体育科学)の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

#### 《最終試験結果》

合格・不合格

2024年 2月 3日

日本体育大学大学院体育科学研究